

**令和 7 年度
自動車学校人材育成支援補助金
応募要領**

令和 7 年 9 月
沖縄県企画部交通政策課

令和7年度自動車学校人材育成支援補助金 応募要領

1 事業の目的

県内では、自動車学校における指導員不足等により、普通二種免許等の講習受講までに時間を要する状況が生じており、交通事業者の運転手確保を阻害する要因となっています。

本事業は、自動車学校の人材育成を支援し、指導体制を強化することで、円滑に運転免許を取得できる環境を整備し、交通事業者の担い手確保につなげることを目的とします。

2 募集対象者

沖縄県内にある指定自動車教習所（自動車学校）

3 補助対象経費

- （１）教習指導員及び技能検定員の資格審査に合格した者の資格審査手数料
※普通一種免許、普通二種免許又は大型二種免許の新任教習指導員課程及び新任技能検定員課程に限ります。
- （２）自動車学校が職員を自動車安全運転センター安全運転中央研修所に派遣する費用（宿泊費、食費及び交通費を含む）
※普通二種免許又は大型二種免許の新任教習指導員課程及び新任技能検定員課程に限ります。

※補助対象経費に該当するか等については、問い合わせ先に相談等をお願いします。

※上記については既に他の制度による補助を受けている経費については対象外となりますのでご注意ください。

4 補助率

75%（ただし、交通費については、補助上限額を 37,500 円とする。）

5 補助対象事業実施期間

補助対象事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

6 応募手続きの概要等

（１）応募期限

令和 7 年 9 月 8 日（月）～令和 7 年 10 月 17 日（金）厳守

（２）お問い合わせ先・提出先

沖縄県企画部交通政策課陸上交通班 下地

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2045、FAX:098-866-2448

（３）提出方法

上記提出先に、提出書類一式を提出すること。

※郵送の場合は、到達確認を電話にて行うこと。

（４）提出書類

補助金交付要綱の申請様式一式を提出ください。

- ① 交付申請書（第 1 号様式）
- ② 事業計画書（第 1 号様式別紙 1）
- ③ 事業計画に係る説明資料（様式任意）

（５）その他

- ・申請にあたっては、事前に補助金交付要綱の内容を必ずご確認ください。
- ・応募に係る費用については、申請者の負担といたします。
- ・申請については先着順とし、予算がなくなり次第、申請の受付を終了いたし

ます。

7 交付についての審査結果

申請書類を確認のうえ、沖縄県交通政策課で審査を実施のうえ、審査の結果について連絡いたします。

なお、予算の範囲内での交付とし、予算額以上に申請があった場合等については、申請額より減額する場合や、交付決定がなされない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

8 交付決定

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査のうえ、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

- ・ 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。
- ・ なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

9 補助金の交付

補助対象者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当年度の3月末日のいずれか早

い日までに実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。

完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

10 交付決定の取り消し等

申請にあたっては、認識誤り等が無いよう事前に補助金交付要綱の内容を必ずご確認ください。

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

11 その他

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、沖縄県知事が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 取得した個人情報については、本事業の利用目的以外に利用することはありません。
- (4) その他、事業の実施に関しては、補助金交付要綱に基づきます。